

不審電話に関する事例

平成25年3月11日(月)、宮崎市在住の被保険者(79歳)宅へ年金機構の職員と名乗る者から電話があり、「病院に入院していた頃の過払いの還付があるので以前書類を送ったが、未だ手続きをしていない。手続きをして欲しいが近くにコンビニやATMがあるか。」と聞かれたとのこと。

不審に思った被保険者本人から当広域連合へ電話があり、事態が発覚した。

当広域連合より、年金機構は医療費の還付を行うことはないこと、及び医療費の還付があったとしても手続きにATMを使用することはないことを伝えた。

なお、振込みは行っていないとのこと。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921 (業務課)